

## 川崎市交通局規程第21号

川崎市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤邦紀

川崎市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程

川崎市交通局事務決裁規程（昭和55年交通局規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表局長決裁事項及び部課長等専決事項3財務事項を次のように改める。

### 3 財務事項

事項	局長決裁	部長専決	課長専決
(1) 工事（川崎市交通局軽易工事執行の特例を定める規程（平成8年交通局規程第22号）第2条に規定する軽易工事（以下「軽易工事」という。）を除く。）の施行決定に関する事。	1件200,000,000円を超えるもの	1件200,000,000円以下のもの（企画管理部長）	1件50,000,000円以下のもの（経理課長）
(2) 工事（軽易工事を除く。）の請負契約に関する事。		1件600,000,000円を超えるもの（企画管理部長）	1件600,000,000円以下のもの（経理課長）
(3) 委託及び受託の決定（出納事務の委託の決定を除く。）に関する事。	1件100,000,000円を超えるもの	1件100,000,000円以下のもの（企画管理部長）	1件20,000,000円以下のもの（経理課長）
(4) 委託及び受託の契約に関する事。		1件300,000,000円を超えるもの（企画管理部長）	1件300,000,000円以下のもの（経理課長）
(5) 出納事務の委託の決定に関する事。	○		

(6) 物品（局長が別に定める特定物品及び200,000円以下のものを除く。）、労力その他の調達等の決定に関すること。	1 件 20,000,000 円を超えるもの	1 件 20,000,000 円以下のもの（企画管理部長）	1 件 10,000,000 円以下のもの（経理課長）
(7) 物品（局長が別に定める特定物品及び200,000円以下のものを除く。）、労力その他の調達等の契約に関すること。		1 件 50,000,000 円を超えるもの（企画管理部長）	1 件 50,000,000 円以下のもの（経理課長）
(8) 局長が別に定める特定物品の調達の決定及び契約に関すること。			○
(9) 200,000円以下の物品の調達の決定及び契約に関すること。			○ （依頼契約においては経理課長）
(10) 修繕（物品並びに車両の軽易な修繕並びに軽易工事及び1,000,000円以下の建物等の小破修繕を除き、自家修繕を含む。）の決定に関すること。	1 件 50,000,000 円を超えるもの	1 件 50,000,000 円以下のもの（企画管理部長）	1 件 30,000,000 円以下のもの（経理課長）
(11) 修繕（物品並びに車両の軽易な修繕並びに軽易工事及び1,000,000円以下の建物等の小破修繕を除き、自家修繕を含む。）の契約に関すること。		1 件 50,000,000 円を超えるもの（企画管理部長）	1 件 50,000,000 円以下のもの（経理課長）
(12) 物品並びに車両の軽易な修繕の決定及び契約に関すること。			○ 1 件 1,000,000 円以下のもの （依頼契約においては経理課長）
(13) 軽易工事及び1,000,000円以下の建			○ （軽易工事の決定に

物等の小破修繕の決定及び契約に関すること。			おいては経理課長)
(14) 報酬（支給額及び支払期日の定めのないものに限る。）の支出決定に関すること。			○ (経理課長)
(15) 退職手当の支出決定に関すること。	○		
(16) 法定福利費の支出決定に関すること。			○
(17) 報償費（支出の基準の定めがあるものを除く。）の支出決定に関すること。	1件1,000,000円を超えるもの	1件1,000,000円以下のもの（企画管理部長）	1件500,000円以下のもの（経理課長）
(18) 支出の基準の定めがある報償費の支出決定に関すること。		1件5,000,000円を超えるもの（企画管理部長）	1件5,000,000円以下のもの（経理課長）
(19) 旅費の支出決定に関すること。			○ (経理課長)
(20) 交際費の支出決定に関すること。	1件300,000円を超えるもの	1件300,000円以下のもの（企画管理部長）	
(21) 食糧費の支出決定に関すること。	1件200,000円を超えるもの	1件200,000円以下のもの（企画管理部長）	1件70,000円以下のもの（経理課長）
(22) 損害保険等（自動車損害賠償責任保険を除く。）の契約及び支出決定に関すること。	1件2,000,000円を超えるもの	1件2,000,000円以下のもの（企画管理部長）	1件200,000円以下のもの（経理課長）
(23) 自動車損害賠償責任保険の契約に関すること。		○ (企画管理部長)	
(24) 自動車損害賠償責任保険及び自動車重量税の支出決定に関すること。		○ (企画管理部長)	
(25) 負担金（会議、	1件1,000,000円を	1件1,000,000円以	1件100,000円以下

講習会、研修会及び工事に係るものを除く。)、貸付金等(支出の基準の定めがあるものを除く。)の支出決定に関すること。	超えるもの	下のもの(企画管理部長)	のもの(経理課長)
(26) 工事に係る負担金の支出決定に関すること。	1件200,000,000円を超えるもの	1件200,000,000円以下のもの(企画管理部長)	
(27) 支出の基準の定めがある負担金(会議、講習会、研修会等に係るものを除く。)、貸付金等の支出決定に関すること。		1件10,000,000円を超えるもの(企画管理部長)	1件10,000,000円以下のもの(経理課長)
(28) 会議、講習会、研修会等に係る負担金の支出決定に関すること。			○ (経理課長)
(29) 損失補償の額の決定及び契約に関すること。	1件30,000,000円を超えるもの	1件30,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件10,000,000円以下のもの(経理課長)
(30) 不動産その他物件の貸付け又は借受けの決定及び契約に関すること。	1件の賃貸借料年額又は総額が10,000,000円を超えるもの	1件の賃貸借料年額又は総額が10,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件の賃貸借料年額又は総額が7,000,000円以下のもの(経理課長)
(31) 不動産その他物件の貸付け又は借受けの更新の決定及び契約に関すること。		1件の賃貸借料年額又は総額が24,000,000円を超えるもの(企画管理部長)	1件の賃貸借料年額又は総額が24,000,000円以下のもの(経理課長)
(32) 物品の貸付け又は借受け(予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けを除く。)の決定に関すること。	1件の賃貸借料年額又は総額が10,000,000円を超えるもの	1件の賃貸借料年額又は総額が10,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件の賃貸借料年額又は総額が7,000,000円以下のもの(経理課長)
(33) 物品の貸付け又		1件の賃貸借料年額	1件の賃貸借料年額

は借受け（予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けを除く。）の契約に関すること。		又は総額が24,000,000円を超えるもの（企画管理部 部長）	又は総額が24,000,000円以下のも（経理課長）
(34) 物品の借受け（予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けに限る。）の決定に関すること。	1件の賃借料総額が50,000,000円を超えるもの	1件の賃借料総額が50,000,000円以下のも（企画管理部 長）	1件の賃借料総額が35,000,000円以下のも（経理課長）
(35) 物品の借受け（予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けに限る。）の契約に関すること。		1件の賃借料総額が120,000,000円を超えるもの（企画管理部 部長）	1件の賃借料総額が120,000,000円以下のも（経理課長）
(36) 前年度以前に予算で債務負担行為として定めて支出負担行為が行われたものに係る支出決定に関すること。			○ （経理課長）
(37) 前年度以前に長期継続契約が締結されたものに係る支出決定に関すること。			○ （経理課長）
(38) 繰越をした経費のうち前年度以前に支出負担行為が行われたものに係る支出決定に関すること。			○ （経理課長）
(39) 不動産の買入れ等の決定及び契約に関すること。	1件100,000,000円を超えるもの	1件100,000,000円以下のもの（企画管理部 部長）	1件20,000,000円以下のもの（経理課長）
(40) 不動産の売払いの決定及び契約に関すること。	1件50,000,000円を超えるもの	1件50,000,000円以下のもの（企画管理部 部長）	1件10,000,000円以下のもの（経理課長）
(41) 物品（不動産を	1件5,000,000円を	1件5,000,000円以	1件1,000,000円以

除く。)の売払いの決定及び契約に関すること。	超えるもの	下のもの(企画管理部長)	下のもの(経理課長)
(42) 不動産その他物件の交換の決定及び契約に関すること。	高価なものの評価額が50,000,000円を超えるもの	高価なものの評価額が50,000,000円以下のもの(企画管理部長)	高価なものの評価額が10,000,000円以下のもの(経理課長)
(43) 不動産その他物件の譲与の決定及び契約に関すること。	価額が50,000,000円を超えるもの	価額が50,000,000円以下のもの(企画管理部長)	価額が10,000,000円以下のもの(経理課長)
(44) 負担付きでない寄附の受納の決定に関すること。	1件5,000,000円を超えるもの	1件5,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件1,000,000円以下のもの(経理課長)
(45) 行政財産の目的外使用の許可(使用料の減免を伴うものを含む。)に関すること。	使用料の年額又は総額が2,000,000円を超えるもの	使用料の年額又は総額が2,000,000円以下のもの(企画管理部長)	使用料の年額又は総額が1,500,000円以下のもの(経理課長)
(46) 行政財産の目的外使用の許可の更新(使用料の減免を伴うものを含む。)に関すること。	(削除)	使用料の年額又は総額が10,000,000円を超えるもの(企画管理部長)	使用料の年額又は総額が10,000,000円以下のもの(経理課長)
(47) 予算に定める金額の流用に関すること。		目間(企画管理部長)	節間(経理課長)
(48) 予備費の使用に関すること。	1件5,000,000円を超えるもの	1件5,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件1,000,000円以下のもの(経理課長)
(49) 目及び節の新設に関すること。			○ (経理課長)
(50) 企業債及び借入金に関すること。	○		
(51) 収入の決定に関すること。			○ (経理課長)
(52) 収入の履行期限の繰上げに関すること。			○
(53) 収入の配当要求その他債権の申出に関すること。			○
(54) 収入の徴収停止			○

に関すること。			
(55) 収入の履行延期の特約又は処分に関すること。			○
(56) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の7の規定による収入の免除に関すること。			○
(57) 収入の徴収猶予に関すること。			○
(58) 収入の滞納処分に関すること。			○
(59) 収入の過誤納金の充当又は還付に関すること。			○
(60) 収入の減免に関すること。	基準の定めのないもの		基準の定めのあるもの
(61) 契約に係る予定価格の決定に関すること。			○ (依頼契約においては経理課長)
(62) 物品の不用決定及び処分決定に関すること。	取得価額又は評価額100,000円以上のもの		取得価額又は評価額100,000円未満のもの
(63) 不用品の売払いの契約に関すること。		1件5,000,000円を超えるもの（企画管理部長）	1件5,000,000円以下のもの（経理課長）
(64) 科目の振替に関すること。			○ (経理課長)
(65) 既納乗車料金の還付、乗車券の書換え等に関すること。			○ (管理課長又は営業所長)

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。